

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
泉陽高等学校	取替工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。 工事完了日：令和5年2月19日（検査日：令和5年2月19日） <table><tr><th>工事名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>非常用照明器具取替工事</td><td>451,000円</td></tr></table>	工事名称	金額	非常用照明器具取替工事	451,000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 （1）財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 （2）建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 （1）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。 「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1．取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。
工事名称	金額					
非常用照明器具取替工事	451,000円					
措置の内容						
公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。また、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。 検出事項の原因は、担当者において財務会計上での支出手続において、資産と費用とに仕訳することを失念し、決裁者も見落としたことにある。なお、両者とも仕訳の必要性（ルール）は理解している。 再発防止に向けて、工事請負費の支出命令伺い時において、資産及び費用の額を算出した仕訳表及びＳＳＣ財務会計システム上に登録をしたことを示す「歳出複式仕訳情報登録画面」のコピーを添付することとし、担当者の失念及び決裁者の見落としを防ぐこととした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）